

令和3年12月23日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和3年度 第1回）

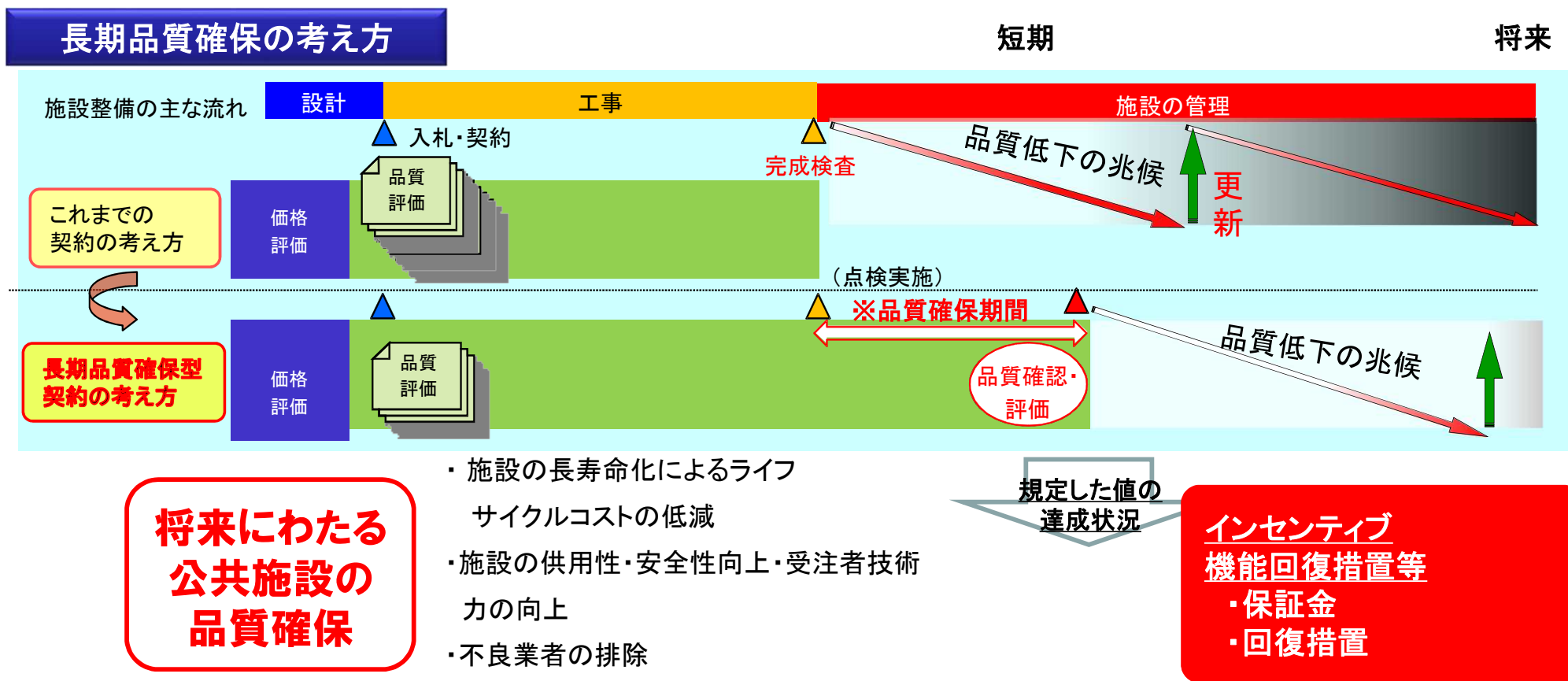
資料5

⑤ 長期性能保証制度の取組状況 について(報告事項)

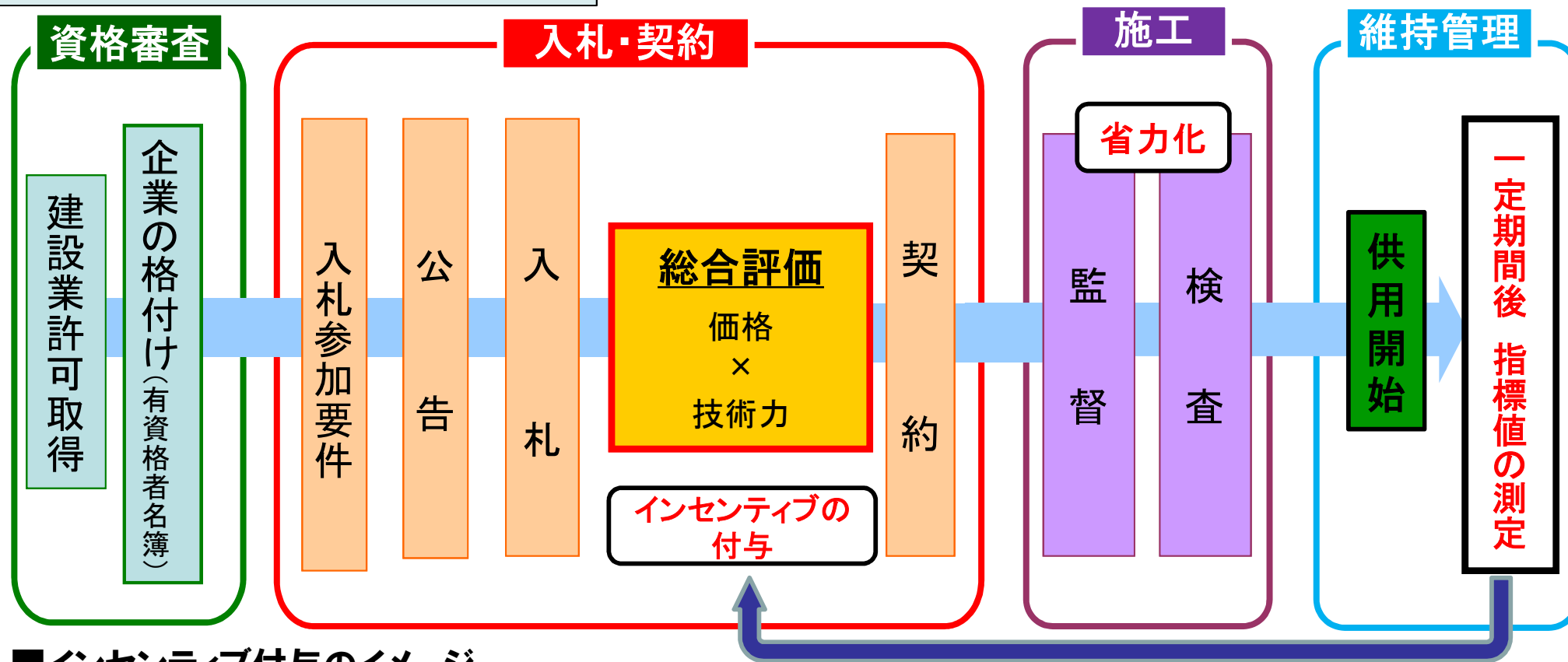
性能規定及び長期保証制度の概要

令和元年度維持管理部会資料より

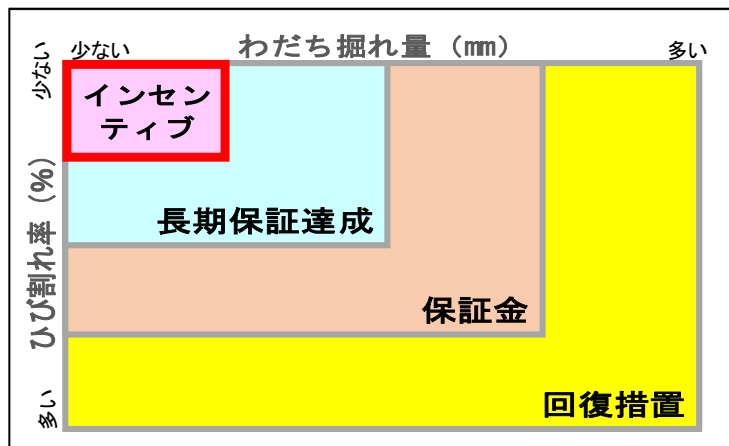
- 「アスファルト舗装工事等における性能規定及び長期保証」については、施工中に加えて工事完了後も一定期間、受注者の責任において、対象施設の品質規定を設定する。
- 新設の舗装工事等において、「わだち掘れ量」及び「ひび割れ量」の指標値を設定し、一定期間経過後の測定値により、達成出来なかった場合は機能回復措置等の義務を付した契約とする。
- 保証を付すことにより、従前と同じ材料(コスト)で、一層丁寧な施工を心がけることにより、高い品質を確保することが可能となり、維持管理費用の軽減に繋がる。



インセンティブの付与



■インセンティブ付与のイメージ



一定期間後において、指標値を満足し長期保証を達成した工事のうち、著しく達成効果が顕著な工事(企業)及び監理技術者等については、認定書又は表彰制度の創設等により評価する。

(例)

- 評価に基づき、その後の入札・契約時の総合評価において、**加点するなどのインセンティブを付与**
 - ・同種工事の実績(企業・技術者)
 - ・表彰の有無 等

長期性能保証工事における総合評価でのインセンティブ付与【現状】

- ・長期性能保証制度は、直轄のアスファルト舗装工事において導入。保証期間(5年など)後の評価結果が蓄積し始めている。
- ・一方で、優良施工へのインセンティブ付与については一部の工事で試行的に実施し始めているところ、**保証期間が満了したものが5件、インセンティブ付与(優良施工工事)となったものが3件。**
- ・優良施工工事の総合評価における評価(加点)方法については、
 - 認定書を提出すれば、企業および配置予定技術者の保有する当該工事の成績に加点して技術点を評価
 - 認定書を提出すれば、企業および配置予定技術者の評価項目に直接加点
 の例がある。
- ・長期性能保証に関する取組の現状・課題やインセンティブ付与の試行結果等を踏まえて、引き続き総合評価における評価方法等を検討。

発注年度別期間満了工事の結果

